

帰宅困難マニュアル

(事業所用)

(作成例)

事業所は災害発生後、下記の対応を行う。

① 安全確認

- 人の安全確保（従業員、施設利用者）
- 施設の安全確認



② 一斉帰宅抑制の呼びかけ

- 待機の呼びかけ（館内放送・サイネージ等）
- 情報収集 → 情報提供
（例：鉄道の運行状況、道路の状況、駅周辺の混雑状況 等）



③ 施設利用者保護の判断

- 【判断】利用者を施設内で保護するか？

✓	判断材料 (例)
	施設の被害状況
	待機スペースの有無
	備蓄品の品目・量

保護する

▶ 待機スペース設営・誘導

判断

保護しない

▶ 一時退避場所※を案内

※東遊園地（みなとのもり公園）及び三宮中央通り地下通路等

④ 施設利用者の保護

- 支援事項の実施（できる範囲）

✓	支援事項 (例)	備考
	情報提供	鉄道・道路の状況、地域の状況、館内の利用可能な設備
	備蓄品の提供	
	帰宅希望者への対応	地域が混乱中は待機を推奨 道路交通情報、支援ステーション等の情報提供

帰宅困難

事業所へお願い

災害発生時に備えて、**可能な範囲で**ご協力をお願いします。

① 一斉帰宅の抑制

○屋内滞留者に対する支援

✓	確認事項
	施設の安全確認
	公共交通機関の運行状況
	その他、駅周辺の混雑状況等



② 一時滞在施設の登録

○行き場のない人に対する支援

(一時滞在施設の条件)

✓	内容
	避難所等に指定されていない施設であること
	2人/3.3㎡ (感染症流行下: 1人/4㎡) 確保できること
	原則、施設職員で運営できること(営業時間内を想定)

※備蓄物資(飲料水等)が保管できることが望ましい



③ 帰宅支援

○徒歩帰宅可能者に対する支援
トイレや水道水、交通情報等を提供



【事前告知】 帰宅困訓練実施

2024年1月に三宮駅周辺で帰宅困難者対応訓練を実施します。
詳細が確定すれば、神戸市HPなどでお知らせいたします。

→ 1/17ごはちい。Webシステム、QRコードを活用したシミュレーション訓練(三神、阪急神戸他。)